

---

# 資 料

---

- 1 大野市環境基本条例
- 2 策定体制と策定経過
- 3 数値目標と環境管理項目

## ○大野市環境基本条例

平成10年3月26日

条例第1号

水と緑に恵まれた私たちのふるさと大野市の環境は、先人が長い年月にわたり生活や生産において身近な自然を利用し、その恩恵に浴する中で大切に守り育ててきたものである。特に、大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれている。

しかしながら、科学技術の発達による生活の利便性の向上や生活様式の多様化により、私たちは、物質的に豊かで便利な暮らしを享受する一方、大量生産・大量消費の社会システムの中で身近な自然を減少させ、限りある資源やエネルギーを消費し、多量の廃棄物を生み出してきた。このような生活や生産活動は、市域だけにとどまらず地球規模での環境破壊をもたらしている。

私たちは、暮らしにとって不可欠な地下水、潤いをもたらす川や湧水地、その水を育む森林など、これらによって培われた歴史的文化的環境を祖先から受け継いできた。このような環境を私たちの世代限りで終わらせることなく、将来の世代に引き継いでいかなければならない。そのためには、これまでの生活や生産活動を見直し、環境保全型のまちを創るとともに、更に持続的な発展が可能なまちへの転換に向けた総合的かつ計画的な取組を展開していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちは、市、市民、事業者及び市を訪れた者すべての主体の責務を明らかにし、良好で快適な環境を確保するとともに、環境への負荷の少ないふるさと大野市を創りあげていくために、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び市を訪れた者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康又は良好な環境に被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を確保し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない健全な持続的な発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(市を訪れた者の責務)

第7条 市を訪れた者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次の各号に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること。
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること。
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、必要に応じて関係各審議会の意見を聴くものとする。
  - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
  - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査研究の充実)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第13条 市は、関係機関と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又は自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育並びに学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第14条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

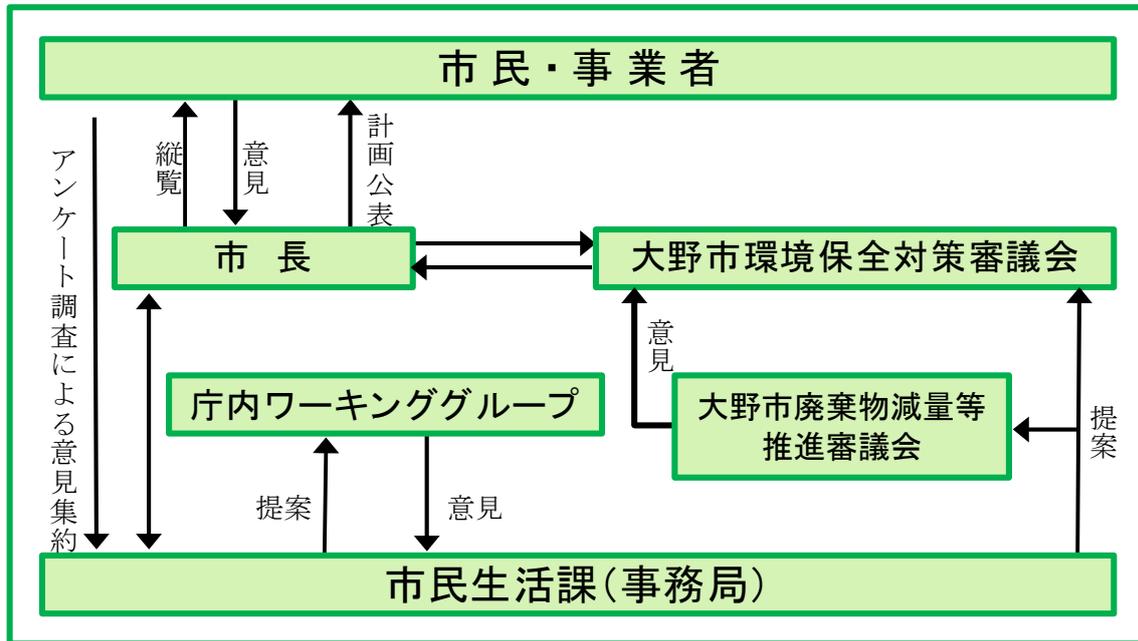
## 2

## 策定体制と策定経過

### 2-1 策定体制

この計画は、次のような体制とその役割に基づいて策定しています。

#### 策定体制



大野市環境保全対策審議会委員(敬称略、順不同)

選任区分	選出団体等	委員氏名	備考
学識経験者	大野市医師会	鳥山 恭央	
	大野商工会議所	飯田 俊市郎	副会長
	福井県農業協同組合	板橋 利幸	
	福井工業大学	小松 節子	会長
	大野地球科学研究会	黒瀬 博徳	
	ノーム自然環境教育事務所	坂本 均	
関係行政機関代表	福井県奥越土木事務所	高橋 義治	
	福井県奥越健康福祉センター	宇野 美津江	
	大野警察署	金嶋 裕史	
住民代表	大野市区長連合会	南口 正己	
	大野市連合ふわわ女性の会	竹田 宏子	
	大野生活学校	堂東 昭子	
	大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会	金森 耕一	

任期: 令和2年5月1日から令和4年4月30日

第三期大野市環境基本計画 策定アドバイザー(敬称略、順不同)

環境省	大臣官房統括官グループ 環境計画課	黒部 一隆	
福井県	安全環境部 環境政策課	倉谷 雅史	
	安全環境部 循環社会推進課	福岡 美和	

大野市廃棄物減量等推進審議会委員(敬称略、順不同)

選任区分	選出団体等	委員氏名	備考
学識経験者 事業者の 代表者	大野市医師会	広岡 昌人	
	福井県農業協同組合	中村 広之	
	大野商工会議所	稲山 幹夫	
	協同組合大野商業開発	松葉 一昭	
関係行政 機関の職員	福井県奥越土木事務所	高橋 義治	
	福井県奥越健康福祉センター	宇野 美津江	
	大野・勝山地区広域行政事務組合	山田 良夫	
廃棄物処理業 の代表者	総合環境整備株式会社	此下 美千雄	
住民の代表者	大野市区長連合会	南部 和男	会長
	大野市新しいまちづくり運動 推進協議会連絡会	西本 廣行	
	大野市消費者グループ連絡協議会	宗信 昭子	副会長
	大野市PTA連合会	前田 廣子	
公募による者	—	黒瀬 博徳	

任期: 令和2年7月1日から令和4年6月30日

2-2 策定経過

大野市環境保全対策審議会等 審議過程

年月日	会議等	主な内容	
令和2年	5月13日	庁内ワーキンググループ	市民等アンケートの調査内容について
	5月29日	環境保全対策審議会	大野市環境基本計画の概要及び実績等について 計画の策定方針について 市民等アンケートについて
	6月15日 ~26日	アンケート	市民・事業者・市内小中学生にアンケートを実施
	7月8日	庁内ワーキンググループ	現状と課題の整理について
	7月31日	環境保全対策審議会	市民等アンケート結果について
	10月19日	庁内ワーキンググループ	基本目標の検討について 重点施策の検討について
	11月9日	環境保全対策審議会	基本目標の検討について 重点施策の検討について
	12月18日	廃棄物減量等推進審議会	具体的施策について 数値目標について 環境管理項目について (廃棄物対策関連)
	12月21日	庁内ワーキンググループ	具体的施策について (気候変動対策関係)
令和3年	1月18日	環境保全対策審議会	具体的施策について 数値目標について 環境管理項目について
	2月1日 ~15日	パブリックコメント	計画内容についてのパブリックコメント手続きの実施
	2月26日	環境保全対策審議会	パブリックコメントの結果報告 計画最終案の承認

## 数値目標

計画期間内に達成を目指す環境の状態の目標値を「数値目標」として設定し、これらの項目の算出根拠と現状について整理を行います。

## 基本目標① 自然との共生社会の形成

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
生物多様性の認知度 生物多様性について意味を知っている市民の割合	—	55%	60%
イトヨの里の入館者数 本願清水イトヨの里の一年間の総入館者数	9,688人	10,650人	11,600人
耕作放棄地の面積 草刈りや田起こしなど管理がされていない農地の面積	3.0ha	3.6ha以下	4.1ha以下
森林整備面積 国有林・民有林における間伐及び保育間伐面積の合計	341ha	358ha	375ha

## 基本目標② 脱炭素型社会への移行

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
大野市内の温室効果ガス実質排出量（CO <sub>2</sub> 換算） 大野市域における1年間のCO <sub>2</sub> 排出量の総数から森林による吸収量を差し引いた量	71千t-CO <sub>2</sub> (令和2年度)	49千t-CO <sub>2</sub>	25千t-CO <sub>2</sub>
大野市の事務事業におけるエネルギー使用量（原油換算） 市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員会事務局等の本庁及び出先機関における1年間のエネルギー使用量の総数（原油換算）	4,554kℓ	3,871kℓ	2,780kℓ
ゼロカーボン施設の数 大野市公共施設のうち年間のCO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロを達成している施設の数	0施設	3施設	5施設
木質バイオマス発電に活用した間伐材の量 市内で生産された間伐材のうち、1年間に市内の木質バイオマス発電所に搬出された間伐材量	7,595m <sup>3</sup>	7,975m <sup>3</sup>	8,355m <sup>3</sup>
再生可能エネルギーの導入量（新規） 計画期間中に新たに導入された再生可能エネルギーの導入量（累計）	— (令和2年度)	1.7千kW	3.4千kW

## 基本目標③ 資源循環型社会の構築

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量 年間一般廃棄物総処理量/大野市人口/365日	950g	929g	919g
ごみの資源化率 (資源化量+集団回収量) / (搬入ごみ量+集団回収量)	21.9%	29.4%	31.0%
食品ロスの発生量 家庭（事業系一般廃棄物含む）の食品ロスの年間排出量	898.5t	762.9t	627.2t

基本目標④ 快適な生活環境の保全

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
水質基準を達成した河川の数 県及び市が実施する11河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数	11河川	11河川	11河川
水洗化率 公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、合併処理浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口）/人口	44.1%	52.4%	60.7%
存在する特定空家等の件数 市内において存在する特定空家等の件数（3月末時点）	16件	0件	0件

対象河川及び水質基準

対象河川	現状値（令和元年度）	水質基準
九頭竜川の水質目標値 九頭竜川における定期的水質検査結果 新田地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.7mg/l DO : 12mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
真名川の水質目標値 真名川における定期的水質検査結果 中保地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.6mg/l DO : 13mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
清滝川の水質目標値 清滝川における定期的水質検査結果 南新在家地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.5mg/l未満 DO : 11mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
赤根川の水質目標値 赤根川における定期的水質検査結果 清瀧地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.8mg/l DO : 11mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
大納川の水質目標値 大納川における定期的水質検査結果 上大納及び下大納地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値0.5mg/l未満 平均値0.5mg/l未満 DO : 最小値9.3mg/l 平均値10.5mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
石徹白川の水質目標値 石徹白川における定期的水質検査結果 川合地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.6mg/l DO : 12mg/l	(目標類型AA類型) BOD : 1mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
新堀川の水質目標値 新堀川における定期的水質検査結果 城町及び篠座地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値1.3mg/l 平均値1.2mg/l DO : 最小値10mg/l 平均値11mg/l	(目標類型A類型) BOD : 2mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
木瓜川の水質目標値 木瓜川における定期的水質検査結果 幸町、美川町及び陽明二丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値1.0mg/l 平均値0.8mg/l DO : 最小値11mg/l 平均値11mg/l	(目標類型A類型) BOD : 2mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
善導寺川の水質目標値 善導寺川における定期的水質検査結果 弥生町、日吉町、錦町及び中荒井町二丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値1.4mg/l 平均値1.0mg/l DO : 最小値10mg/l 平均値11mg/l	(目標類型A類型) BOD : 2mg/l以下 DO : 7.5mg/l以上
市内の小川、用水路の水質目標値 市内の小川、用水路の定期的水質検査結果 縁橋川：月美町と中野地点 中野用水：中野町一丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値2.2mg/l 平均値1.4mg/l DO : 最小値10mg/l 平均値10mg/l	(目標類型B類型) BOD : 3mg/l以下 DO : 5mg/l以上

基本目標⑤ 総合的な取り組みの推進

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
環境に関する出前講座等の受講者数 出前講座、環境塾、わくわくお届け講座等の参加者数	281人	330人	385人
環境アドバイザー等の派遣回数 県及び市の環境アドバイザーを派遣した回数	6回	14回	22回

環境管理項目

環境の状態や施策の実施状況を数値的に管理するための項目として「環境管理項目」を設定し、これらの算定の考え方について示します。

	環境管理項目	項目の説明
自然との共生社会の形成	里地の環境保全活動に取り組む集落数	多面的機能維持支払交付金制度の対象となる環境保全活動に取り組む集落の数
	希少野生動植物の確認種数	環境省レッドデータブックにより希少性が認められている生物について、市内で確認された種の総数
	鳥獣害獣捕獲頭数	鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数
	郊外における観光入込客数	1年間の観光入込客数のうち、郊外を訪れた観光客数
	農用地面積	市内の農地及び採草放牧地の総面積
	形態別森林面積	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積
	広葉樹の植林面積	市内において、1年間に広葉樹を植林した総面積
	森林経営計画認定面積	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積
脱炭素型社会への移行	JR越美北線利用者数	JR越前大野駅の年間乗降客数（一般数・定期券利用者数）
	バス利用者数	年間バス利用者数
	降雨の水素イオン濃度（pH）	福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値
	電動車の普及台数	市内の自動車登録台数における、ハイブリッド自動車や電気自動車等の電動車の登録台数の総数
	公用車における電動車台数	市が所有するハイブリッド自動車や電気自動車等、電動車の台数
	自動車登録台数	市内において登録されている自動車台数の総数
	太陽光発電による買電件数	FIT制度により年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）
	太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数	FIT制度により年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再エネ発電施設件数
	長期優良住宅の認定件数	市内の住宅のうち、長期優良住宅に認定されている件数（年間新規登録件数・登録件数）

	環境管理項目	項目の説明
循環型社会の構築	一般廃棄物処理量	ビュークリーンおくえつで処理する1年間の大野市分の一般廃棄物処理量
	集団回収量	団体が古紙類等資源化を目的に回収した量
	資源化量	ビュークリーンおくえつ等で資源化される紙やペットボトル等の量
	再生資源を活用した市発注工事の件数	市発注工事において、建設資材等について再生資源を利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）
	「おいしいふくい食べきり運動」協力店の件数	「おいしいふくい食べきり運動」協力店として登録している店舗数
	ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数）	3Rやプラスチックごみ、食品ロス等に関する講座や研修会の実施回数（参加人数）
快適な生活環境の保全	大気汚染に係る環境基準の達成率	1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合
	大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数	大気汚染防止法に基づく届出（新設）のあった、ばい煙発生施設や特定施設等の設置数
	水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）	1年間の公共用水域の水質検査結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合
	水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数	水質汚濁防止法に基づく届出（新設）のあった、特定施設等の設置数
	公共下水道加入人口	公共下水道に接続し、使用している人口
	農業集落排水事業加入人口	農業集落排水に接続し、使用している人口
	合併処理浄化槽設置人口	合併処理浄化槽を設置し、使用している人口
	地盤沈下量	水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量
	騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数	騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
	振動規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数	振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数
	悪臭に係る特定施設の届出件数	福井県公害防止条例に基づき、悪臭に係る特定施設として新たに届出された件数
	公害防止協定の締結数	福井県公害防止条例および大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）

	環境管理項目	項目の説明
快適な生活環境の保全	典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）に関する苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害に関する処理件数
	典型7公害以外の公害に関する苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型7公害以外の公害に関する処理件数
	P R T R届出事業所数・届出排出量	P R T R制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数と、その1年間の排出量
	社会奉仕活動の実施件数	地区や市民団体等による社会奉仕活動の回数（延べ数）
	環境パトロールの実施日数	不法投棄物の発見等を目的に市内を巡回した年間実施回数
	景観形成地区の指定面積	大野市都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の総面積
	景観誘導の件数	大野市都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数
	指定文化財等の点数	国、県、市により指定や登録された文化財の総数
	埋蔵文化財包蔵地の件数	市内で確認された埋蔵文化財包蔵地の件数
	おおの遺産の認証件数	おおの遺産に認証された文化遺産の総数（累計）
都市公園の整備面積	都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積	
総合的な取り組みの推進	社会教育における環境に関する学習会の開催数	地域活動等の社会活動において、環境に関する事項について実施した1年間における学習会の開催数
	環境アドバイザーの登録者数	市環境アドバイザーに登録している人数
	広報紙の紙面を利用した環境情報提供の件数	1年間に市が発行する広報紙において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した件数
	市ホームページを利用した環境情報提供の件数	1年間に市公式ホームページを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した件数
	市LINEを利用して環境情報を収集している登録者数	市公式LINEに登録している人のうち、環境関連の項目を知りたい情報として登録している件数

編集 発行

大野市くらし環境部環境・水循環課

〒912-8666

福井県大野市天神町1番1号

TEL 0779-66-1111

FAX 0779-66-1118

E-mail [kankyo@city.fukui-ono.lg.jp](mailto:kankyo@city.fukui-ono.lg.jp)